

令和3年2月9日

建設業者団体の長殿

建設企画課長

経済対策補正予算の早期執行について

令和3年1月28日に成立した経済対策補正予算は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）において掲げられた施策に対応するものであることから、その趣旨に鑑み、早期発注・早期契約に向けた取組が必要となります。

このため、長崎県土木部においては、今後、経済対策補正予算等に関する入札手続きについて、以下の措置を講じますのでお知らせします。

記

1. 指名競争入札の適用範囲の拡大

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事（「主たる目的が地滑り対策である工事」及び「法面吹付工事」に限る。）、舗装工事の7千万円から1億円未満の価格帯については、指名競争入札により実施する。

2. 実施期間

県議会での補正予算議決以降、令和3年4月末迄に入札執行通知を行う工事。

3. 経済対策補正予算以外の工事の取り扱い

当初予算、ゼロ県債など、経済対策補正予算以外の工事についても、同様の取り扱いを行う。